

門真市立門真小学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校児童が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、児童の人権を尊重し及び確保することを目的として定める。

すべての児童は、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならない、学校においては、児童の健やかな発達を支援するという観点に立って、児童や教職員が豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めていく。

しかし、一度いじめが起こると、いじめられた児童の内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた児童、傍観していた児童も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のめざす教育が根底から覆される。

そのために本校では、学校教育目標のめざす子ども像に「思いやりのある子」を掲げ、いじめは重大な人権侵害行為であるという認識のもとに、ここに「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止に向けて、学校として次のような基本方針で臨む。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

3. いじめ防止のための学校組織

(1) 名称「いじめ対策委員会（サポート会議を兼ねる）」

(2) 目的

いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組む。

(3) 構成

校長・教頭・児童生徒加配コーディネーター・養護教諭・児童支援コーディネーター・（関係教職員）

*必要に応じて外部機関（SC・SSW・警察官経験者・スクールサポーター等）とも連携する。

(4) 運営

- ・児童生徒加配コーディネーターが委員会の長として委員会を運営する。
- ・いじめ未然防止の観点から、平時より児童の実態を把握し、必要に応じて情報の収集及び集約を行う。
- ・児童への対応案件に関する情報については、詳細を文書、画像、メモ等で必ず記録し保存、管理する。
- ・重大事案が発生した場合は、教育委員会と連携して対応をとる。

(5) 役割

[未然防止]

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。

[早期発見・いじめ問題への対応]

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・情報の迅速な共有及び関係児童に対するいじめアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に行う。

[学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組]

- ・取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画・実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針についてP D C Aサイクルにより検証・見直しを行う。

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、児童の異質な者を排除しようとする意識や、遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘がある。したがって、いじめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切にす感性や意欲・態度を育てるために道徳・人権教育の充実を図るとともに勉強がわからないことや過度の競争等から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要と考える。

また、児童一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのつながり確かめることができるような学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができる。

本校では、毎年学校・学級づくりをいじめ防止の観点から見直しを行い、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう努める。

そのため、いじめの未然防止の取組として、以下のような取組を進める。

(1) いじめについての基本姿勢

いじめは、どの学校でも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという認識のもと、全教職員が共通していじめについての理解を深め、組織として取り組みを行う。また、全ての児童に対しては、傍観者とならず、親や担任、その他の教職員など身近な大人への報告など、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

あらゆる教育活動を通して、児童が学校生活において他を尊重し、互いに喜びを持ち、よりよい生活を創造できるよう指導する。指導にあたっては、人権尊重の精神を基本にすえ、幼・小・中学校園が連携して共通認識のもとで指導にあたるよう努める。

また、発達支持的生徒指導の観点を基盤に、児童にとって出番・役割・承認のある教育活動（授業・学校行事）の推進とともに、教職員は、児童の自己指導能力の育成を目指す。

(3) 学校全体で子どもを見る意識・質を高める

クラス・学年の児童の様子を教師が様々な立場から観察・分析し、話し合う場を設ける。（随時行われる学年会が中心。各学年からの気になる子どもの様子や集団づくりに関して、月1回の生徒指導部会や職員会議の場で交流する。）

◎「教職員の子どもの見立て」「それに対する教職員の手立て」について児童の学校生活等での実態から振り返り、いじめ防止の取組を自浄的に改善できるよう、それぞれの立場においてP D C Aサイクルを意識し取組をすすめる。

①**担任** …担任は、自分の手立てに慢心することなく、自分の手立てについて日々改善に努める。

日常的に学年の担任等で情報共有を行う。

②**学年代表** …学年代表は、学年会において学年全体の子どもの様子及び手立てについて把握し、担任の手立ての改善に努める。必要に応じて直ちに生指部代表及び教頭（校長）に報告する。

③**生指部代表**…生指部代表は、日々の聞き取りにおいて児童の様子及び教職員の手立てについて把握し、手立ての改善に努める。必要に応じて直ちに教頭（校長）に報告する。また、教頭（校長）と全校児童の様子を週1回程度共有する。

5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に児童理解を進め、早期発見に努める。子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとることができるような手立てを学校体制で行っていく。また、児童の変化に気づかずにいじめを見逃したり、気づきながらも見逃したり、相談を受けながらも対応を先延ばしにしたりすることがないようにする。いじめの早期発見・早期対応・積極的認知を大原則とし、以下のような取組を進める。

(1) サポート会議の実施（月2回）

校長・教頭・児童生徒加配コーディネーター・養護教諭・児童支援コーディネーターで気になる児童・学級の情報共有を行い、必要であればケース会議を検討・実施する。

(2) いじめアンケートの実施（年間3回）

アンケートの記入内容で気になる児童については、必ず聞き取りを行う。

(3) いじめの積極的な認知

小さなトラブルを「些細なこと」と見逃すのではなく「今後重大な事案に繋がる可能性のあるもの」と捉える。毎月、各クラスで起きたトラブルの詳細について記録を残す。

(4) 相談体制づくり

いじめの早期発見に向けて保護者と連携して児童を見守る相談体制づくりを行う。

- ・電話相談窓口の周知 「すこやかダイヤル」「子ども家庭相談室」「24時間子どもSOSダイヤル」
- ・相談活動「担任、養護教諭、支援担当者、教頭、校長」「子ども悩み相談サポートチーム」

(5) 早期対応の体制づくり

いじめの疑い等、些細であってもその兆候が見られたときは、速やかに情報を収集し、管理職への報告と教職員間の共有を行う。管理職もしくは担当教員は「いじめ対策委員会」を開催し、早急にその後の対応にあたる。

(6) いじめの認知基準

レベル	いじめの程度	
	認知の基準	
0.1	・一部の子の意見が通りやすい	・自分の意見を言いづらい
0.5	・当番の押しつけ ・強引な誘い	・軽いちょっかい ・序列のある人間関係
1	・からかい ・繰り返しのちょっかい	・本人が嫌なあだ名 ・行動の強要
2	・強いからかい ・持ち物を隠す	・屈辱的なあだ名 ・個人的な無視
3	・持ち物を壊してみせる	・集団での無視 ・個人的な暴力
4	・スマホ等でいじめを撮影	・集団での暴力行為
5	・いじめ画像を拡散 ・被害者が学校を休む	・被害者が大きなけが ・教員がいじめを止められない
6	・生命、心身、財産重大事態	・不登校重大事態

被害者が心身の苦痛を感じていれば、レベルに関わらず全て「いじめ」として認知

※門真市教育委員会のレベルに応じた「問題行動」への対応チャートより抜粋

◎組織的にP D C Aサイクルで取り組むため、以下の場で検証（C・A）を行う。

①児生加配（教頭）による把握（随時）

シートへの記入（いつ・どこで・誰が・誰に・何を・どうした、等）をお願いし、気になる児童がいれば詳しく話を聞く。特に記入がない場合も、適宜学年に児童の様子ヒアリングを行う。

②学年会（毎週）

学年会において、必ず児童の様子と担任の手立てを交流し、対応の改善が必要と感じたことについて改善を行う。学年代表は、必要に応じて把握した内容を生指部代表と共有する。また、学期ごとに実施するいじめアンケートの結果に対する児童の記述に対して、それまでの担任の手立てを学年会で振り返り、必要な手立ての改善を行う。その記述に対する担任外の教職員等の対応についても必要に応じて改善を行う。

③サポート会議（月2回）

サポート会議での児童の様子交流の場では、気になる出来事とその時の対応について会議参加者で共有する。隔週程度行う。

④ケース会議（必要に応じて）

隔週で行うサポート会議等において、重篤なケースがある場合は、急遽ケース会議を行う。必要であれば、S C・S S W・警察官経験者・スクールサポーター等の外部機関とも連携を計り課題解決に向けて会議を進めていく。

⑤部会（月1回）

部会等で、各クラスの児童の様子及び担任の手立てを交流し、必要な手立て・学校の取組の改善を行う。

6. いじめ防止年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	いじめ研修 サポート 会議	サポート 会議 子ども語る会	生活アンケ ート サポート会議	サポート 会議	サポート会議 生指研修	サポート 会議	生活アンケ ート サポート会議	サポート 会議	サポート 会議	生活アンケ ート サポート会議	サポート 会議
児童	学級開き 仲間づくり	児童集会 遠足	児童集会 SNS学習	児童集会	児童集会 SNS学習	児童集会 運動会	児童集会 遠足	児童集会	児童集会	児童集会	児童集会

7. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合、いじめられている児童に非はないという認識に立ち、「いじめ対策委員会」が中心となり、児童の気持ちを受け止め、被害児童のケア、加害児童の指導など、組織的対応によって問題の解決を図る。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの児童への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげる。「いじめ対策委員会」が責任を持って問題の解決にあたる。

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することができないという認識のもと、次の2つの要件が満たされていることで、いじめが「解消している」状態とする。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは、少なくとも3か月以上を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめ問題への対応として、本校では、以下のような対応する。

いじめを受けた児童への心のケアと弾力的な対応

○被害児童から人権に配慮しつつ、十分な聞き取りを行うとともに加害児童からも十分な聞き取りを行う。

○いじめを受けた児童及び保護者への支援を「いじめ対策委員会」が中心となって対応する。

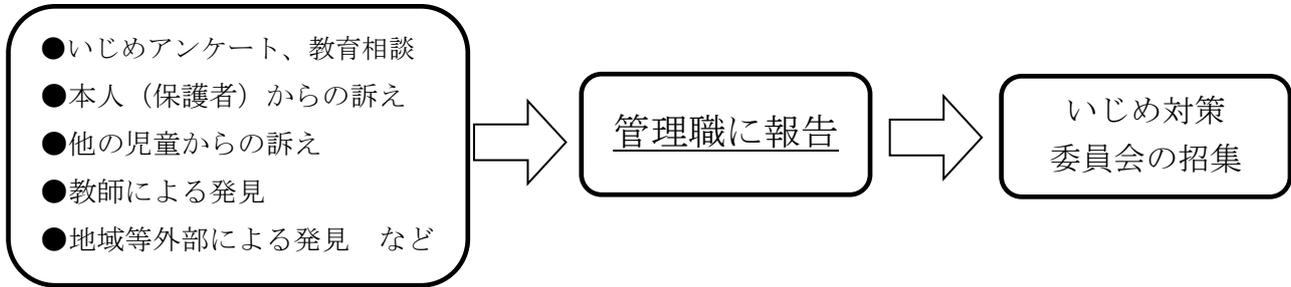
○いじめを行った児童への指導及び保護者に対しての助言を「いじめ対策委員会」が中心となって行う。

○いじめを行った集団への指導及び傍観者的な集団への指導を「いじめ対策委員会」が中心となって行う。

- 「いじめ対策委員会」が中心に学校全体で継続的な観察を行い、児童の良好な人間関係づくりを支援する。
- 被害児童・加害児童の家庭との連携を密に行う。
- 教育委員会と連携し、必要に応じて SC 等を検討する。

<いじめ対応の流れ>

- ① いじめ情報を認知（発生）したら、管理職に報告し、いじめ対策委員会を招集する。



- ② 丁寧な情報収集を行い、正確な事実を把握する。

- 当事者双方、周りの子どもから聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

- ③ 子どもへの指導・支援体制を組む。

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

※生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案及び学校だけで解決が困難な事態の場合には、警察などの外部機関と連携して対応する。

- ④ 子どもへの指導・支援

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。（見守る体制を整備）
- いじめた子どもに、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- いじめを見ていた子どもに対して、自分の問題として捉えさせる。

- ⑤ 保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

- ⑥ 今後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

※必ず情報収集や指導などは記録しておく。

8. 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、直ちに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月文部科学省)により適切に対応し、市教育委員会へ報告を行う。重大な被害者等の「疑い」の段階から重大事案として扱い、調査の実施に向けて動き出す。

いじめにより重大な被害が生じた疑いのある段階から調査の実施に向けた準備を開始するなど、適切かつ迅速に対処する。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部機関や警察とも連携を取る。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

いじめを受けた児童及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供し、共通理解を図る。

調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行う。

*** ガイドライン改訂の要点を明確に記述するなら、例えば以下の章立てで**

9. いじめ重大事態への対処

- (1) 重大事態の未然防止と平時からの備え
- (2) いじめにおける基本的姿勢
- (3) 児童生徒・保護者からの申し立てがあった際の対応
- (4) 第三者調査
- (5) 児童等への事前説明と説明事項
- (6) 重大事態調査の調査項目

※チェックリストの活用についても記述する。